

《計算ノート》民商で教えてもらい、書けるようになった！税務署もおっかなぐね～！

今、大量発生の税務調査。お済ですか？記帳義務化対策！

- ①新たなターゲット…●消費税がらみ●不動産所得●還付申告●無申告
- ②新たな手法に気をつけて…●「事前通知」を必ず守らせよう！●資料の「持ち帰り」「コピー」は断れます●「確認書」「聴取書」はサイン禁物
- ③「おたずね・呼び出し」や「申告見直し」が乱発…新しい法律で調査の「事前通知」が必要に。税務署はそれを嫌がって、調査でなく「行政指導」として、納税者を呼びつけたり、文書提出や、申告をやり直しさせるねらいです。まるで「逆らえば、ひどい目にあうぞ」の脅しです。

ご注意！こんな脅し文は法律違反です。「行政指導」は単なるお願いです。従わなくても罰則も不利益もありません。ただし、放置せず、民商と対応を相談しましょう。行政手続法(要旨)32条;「行政指導は、あくまでも任意の協力によってのみ実現される。行政指導に従わなかったことを理由に、不利益な取扱いをしてはならない」、34条;「権限行使を殊更に示すことで、行政指導に従うことを余儀なくさせてはならない」



記帳ももも
申告ももも
納税ももも

「開業」初めの申告が肝心！税務署に行く前に民商に相談してよかった。

原発賠償でも自主計算が力を発揮、「自主計算ノート」を元に自らの損失を計算し、権利を主張しています。

厳しい価格競争や税務調査を乗り切る力をつける自主計算！

わかるできる役に立つ
民商の自主計算

会員なら誰でも、初心者でも、簿記がわからなくても OK!

- ★市販の会計ソフト活用術・パソコン記帳
- ★手書きの方のために簡易自主計算ノート
- ★福商連の知恵が生んだ簡易エクセル会計
- ★気軽に練習、面倒な領収書整理もさすけね～
- ★おしゃべりタイムで、いまさら聞けない事も OK!
- ★パソコン教室・記帳講習会、個別指導・相談にも対応



労働保険は民商の事務組合へ、特別加入で事業主(親方)と家族従業員も法律では、常時、労働者(職人、従業員)を1人でも使用する事業主は、必ず労働保険(労災保険と雇用保険)に加入しなければならないことになっています。

民商事務組合の3つのメリット!

- ①事業主及び家族従業員も労災保険に加入 OK
- ②労働保険料を年3回に分割納付が可能
- ③事業主の事務処理が軽減され、安い費用で労力が省ける

安心



民商は、家族経営・中小零細業者を守る団体です!

20万人が加入する全商連加盟、消費税増税中止を、納税者の権利を守って62年、会員同士の助け合い共済制度充実、会津若松民主商工会 会津若松市門田町飯寺村東 83 電話 28-3337 Fax 28-3588